

人・農地の未来を考える 『地域計画』作成等 マニュアル 【滋賀県版】

目次

1. はじめに～人・農地プランから地域計画へ～	…1
2. 農地の貸借にかかる主な改正概要	…1
3. 地域計画策定までの流れ	…2
4. 関係機関・団体の役割案	…3
5. (仮称)市町地域計画推進会議	…4
6. 地域計画の区域設定の考え方	…4
7. 協議の場の設定	…5
8. 広域で耕作する担い手の意見交換の開催	…7
9. 集落等の話合いの進め方	…8
10. スケジュール案	…9
11. Q&A	…13
12. 参考	…16

当マニュアルはあくまで地域計画作成の参考として作成したものであり、市町ごとにこれまでの手法や協議の結果等に基づき、当マニュアルにとらわれず、創意工夫のもと取り組んでください。ただし、農業経営基盤強化促進法で定められている事項は必ず実施してください。

1. はじめに～人・農地プランから地域計画へ～

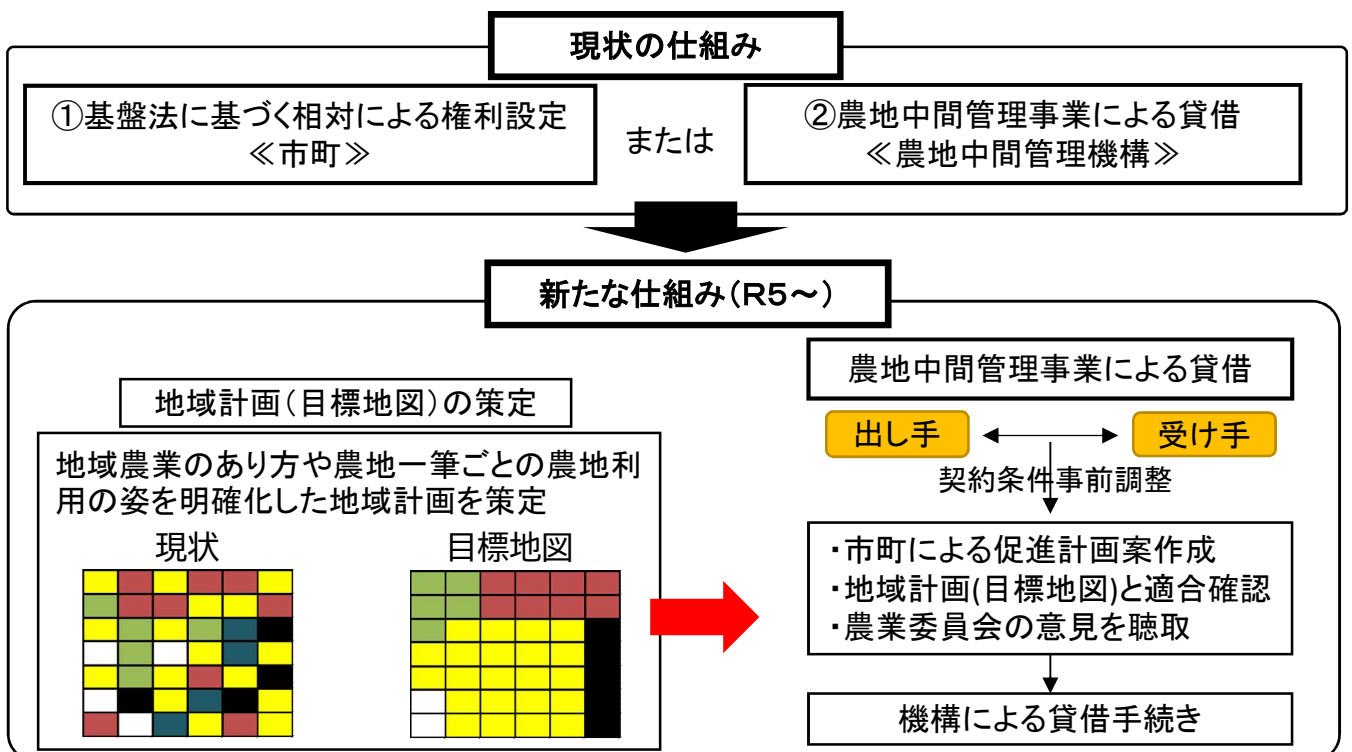
これまで、集落等での話し合いにより人・農地プランを作成し、その実践をしてきていただきましたが、今後、**さらなる農業者の減少や高齢化**、耕作放棄地の拡大により、**農地が適切に利用されなくなる**ことが懸念されます。そのため、**農地が適切かつ効率的に利用されるよう**、農地の利用について考え、**集約化等に向けた取組を加速化**することが喫緊の課題となっています。

このため、①人・農地プランを法定化し、集落等での話し合いにより**目指すべき将来の農地利用の姿を明確化する地域計画を定め**、②それを実現すべく、地域内外から農地の受け手を幅広く確保しつつ、農地中間管理事業を活用した**農地の集約化等を進めるため**、農業経営基盤強化促進法(以下「基盤法」)等が改正され、令和5年4月1日より施行されます。

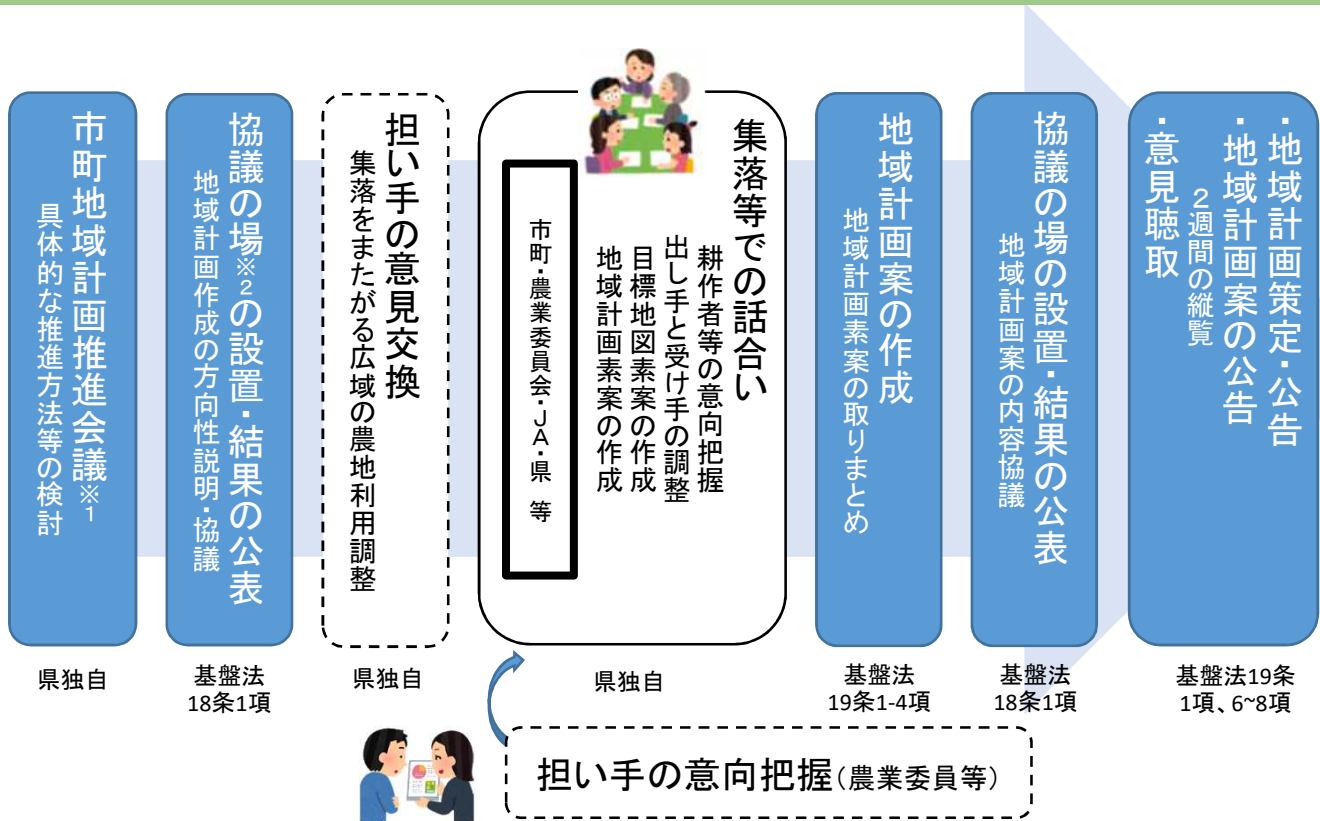
これまで集落等の皆様のご努力で守り続けてきた農地を次の世代に着実に引き継いでいくため、効率的な営農を目指した農地の集約化や新規就農者等の確保、集落営農組織の継続性の確保等について、あらためて集落等の皆さんで話し合っただけのよう、**関係機関・団体が一体となって支援**することが求められます。本マニュアルを活用し、関係機関・団体に検討うえ、推進にあたっていただけると幸いです。

2. 農地の貸借にかかる主な改正概要

1. 基盤法に基づく農地の出し手・受け手の相対による利用権設定の仕組みが廃止され、農地中間管理機構(以下「機構」)を通じた権利設定に一本化されます。
2. 機構による受け手の公募、出し手と受け手のマッチングは廃止されます。
3. 人・農地プランが、市町が策定する「地域計画」として法定化され、農地一筆ごとにその農地を今後利用する農業者を記した「目標地図」の作成が必要となります。
4. 機構による農地貸借は、地域計画(目標地図)に基づいて行われます。



3. 地域計画策定までの流れ



※1: 市町、農業委員会、県、機構、JAを基本に構成し、必要に応じてJA出資法人や土地改良区等を招集

※2: 農業者、市町、農業委員会、機構、JA、土地改良区は必ず招集、必要に応じ県も出席

1 基本的な考え方

- ① 地域計画は市街化区域を除き、令和6年度末までに全地域で策定することを目標とします。
- ② 市町は、地域計画を策定する際は、法に基づく「協議の場」を設置するとともに、農業委員会、機構、JA、土地改良区等の意見を聴くことが必要です。
- ③ 市町ごとに実務者による「(仮称)市町地域計画推進会議」を開催し、関係機関・団体が連携して地域計画の策定を推進します。
- ④ 地域計画(目標地図)の素案の作成は集落の話し合いを基本に進めます。ただし、最終的に地域計画として取りまとめるのは市町です(作成主体は市町)。

2 市町地域計画推進会議

市町、農業委員会、県、機構、JA等により、「協議の場の設置」の前に地域計画の区域や集落への働きかけの手法等検討しておきます。

3 協議の場の設置

- ① 農業者や関係機関・団体を構成とする協議の場を設置します(既存の協議の場の活用も可)。
- ② 市町地域計画推進会議で検討した内容を基に市町の考え方を説明し、協議を進めます。
- ③ 基盤法に基づき、(i)当該区域における農業の将来の在り方、(ii)農業上の利用が行われる農用地等の区域、(iii)その他農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項、の3項目は必ず協議し、その結果を公表することが必要です。

- 4 担い手の意見交換および担い手の意向の地域計画への反映
- ① 集落をまたがる広域で耕作する農業者が複数名いる地域においては、担い手による意見交換を行い、将来の農地の集積・集約化について話し合う場を設けましょう。
 - ② 意見交換の結果、まとめられた担い手の意向は、地域計画に反映できるよう、集落等の話合いの場に伝えましょう。
 - ③ 意見交換が開催されない、または意見交換の範囲外にいる担い手の意向については、農業委員、農地利用最適化推進委員ができる限り把握し、集落等の話合いの場に伝えましょう。
- 5 集落等での話合い
- ① 農地の集約化が図られるような目標地図(素案)の作成を一番の目的に、集落等での話合いを実施してもらいます。
 - ② 必要に応じ、市町、農業委員会、JA、県等が参画し、話合いが円滑に進むようアドバイスします。
- 6 地域計画案の作成等
- ① 集落から提出のあった地域計画はあくまで素案です。市町は、素案を基に必要なに応じ修正・加筆・素案の統合を行い、地域計画案として取りまとめます。
 - ② 地域計画案について協議の場で協議し、必要に応じ集落等に確認し、修正します。
 - ③ その後、法律の規定に基づき、策定・公告に向けた手続きを行い、知事、農業委員会、農地中間管理機構に写しを送付します。

4. 関係機関・団体の役割案

市町・ 農業委員会	県	JA	農地中間管 理機構
<ul style="list-style-type: none"> • (仮称)市町地域計画推進会議の開催 • 協議の場の設置 • 集落等への説明 • 集落座談会等での助言等 • 機構集積協力金の推進・交付 • 農地の出し手・受け手の意向把握、目標地図案の整理 • 担い手の意見交換の場の設置 • 遊休農地の発生防止・解消 • 担い手への農地の集積・集約化、新規参入の促進 	<ul style="list-style-type: none"> • 市町へのサポート • 法令や通知、戦略指針等に基づき、地域計画推進会議の協議の方向性について調整、アドバイス • 地域計画(目標地図)作成等にかかる専門的助言 • 集落リーダー・担い手等への働きかけ、集落座談会等での助言等 • 農地集約化などの地域実践モデルづくり 	<ul style="list-style-type: none"> • 農業者への施策情報の提供 • 農業者の状況等に基づく地域計画(目標地図)への助言 • 農地集約化のきっかけとなるような研修会等の実施 • 集落をまたがる広域の農地利用調整に向けた担い手への働きかけ 	<ul style="list-style-type: none"> • 地域計画(目標地図)の実現に向けた農地の権利設定事務、賃料の收受・支払い • 地域外の借り受け希望者情報の提供
			<h3>土地改良区</h3>
			<ul style="list-style-type: none"> • 土地改良事業の実施を予定している地区等に対するアドバイス

※市町・農業委員会における役割の整理は、各市町で調整してください。

5. (仮称)市町地域計画推進会議

- 地域計画作成・実践の推進に関することに特化した会議
- 主催：市町
- 構成：市町、農業委員会事務局、県、機構、JA、必要に応じJA出資法人、土地改良区等
- 開催頻度：状況に応じ適宜開催してください
- 検討事項例
 - 関係機関・団体の役割分担
 - 集落ごとの担い手、人・農地プランの作成等状況や課題の整理
 - 農山漁村活性化法に基づく「活性化計画」区域設定の必要性の検討
 - 地域計画の区域(集落単位、複数集落、旧学区など)
 - 区域ごとの目指す将来の農業像
 - 集落等への働きかけ方法
 - 担い手による意見交換の開催、働きかけ、意向把握
 - スケジュールとその進捗管理
 - 推進する過程で把握した新たな課題への対策
 - 農地整備事業、地域集積協力金等補助事業の活用

事前に市町農政主務課、農業委員会事務局、農産普及課の担当職員で打ち合わせを行い、会議での協議事項を具体的にしておくことが望ましい。

6. 地域計画の区域設定の考え方

1 区域の考え方

- 集落単位、大字、旧学区、現学区、旧村などが想定されます。
- 作成されている「人・農地プラン」の作成過程や耕作者の状況等を踏まえ、どのパターンで作成するか検討しましょう。
- 例えば、集落営農法人が概ね集落内でのみ活動し、地域農業の大部分を担っている場合などは、集落単位で地域計画を作成する方がスムーズかと考えられます。
- 一方、A集落の個別経営体がB集落の農地も含め大部分を担っている場合や、2以上の個別経営体がA・B集落の両方にまたがって耕作している場合などは、2集落まとめて話し合いを行い、地域計画を作成する方が、農地利用調整を考えた場合には理想的です。
- 過去からの経緯や水系等も考慮しながら、区域の設定を考えましょう。
- 今後、明らかに農業上の利用が見込まれない区域と判断された場合は、地域計画の区域から外すことも可能です。

2 話し合いの単位

- ①集落ごとに地域計画を作成する場合、話し合いは集落ごとに実施します。
- ②大字や学区等複数集落をまとめて一つの地域計画の区域とする場合、次の2つのケースが考えられます。
 - a. 話し合いの単位も大字や学区等とする
 - b. 話し合いの単位は集落とし、その結果を集約して一つの地域計画とする

集落の話し合いでは含まれない農地(将来にわたり農業上の利用が行われる農地)についても、地域計画から漏れないよう意向把握等を実施する。

7. 協議の場の設置

- 基盤法第18条1項に基づき開催
- 主催:市町
- 参集:農業者、農業委員会、農地中間管理機構、JA、土地改良区は必須、その他県等
農業者の例:集落代表、認定農業者、集落営農代表、青年農業者等
- 区域:協議の場を市町域で一つ設ける場合、会議では地域計画の作成区域ごとに協議します。
- 協議する事項(法律上必要な事項)
 - 農業の将来の在り方
 - 農業上の利用が行われる利用の区域
 - その他農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項
 - I. 農用地の集積・集約化の方針
 - II. 農地中間管理機構の活用方針
 - III. 基盤整備事業への取組方針
 - IV. 多様な経営体の確保・育成の取組方針
 - V. 農業協同組合、農業支援サービス事業者等を含めた農作業委託の活用方針 など
 - その他
- 公表:開催前にその日時と場所、開催後に協議の結果をホームページ等で公表

《具体的な協議の進め方の例》

開催する範囲(区域)は、市町ごとに決定のうえ開催して下さい。
ここでは、協議の場を市町域で一つ設ける場合を想定しています。

【1回目の協議の場】

- 時期:令和5年5～6月頃
- 説明事項:市町地域計画推進会議の検討結果
- 協議事項
 - I. 地域計画の作成区域
 - II. 地域計画の作成方法およびスケジュール
 - III. 市町として考え方※
- 結果の公表:市町の判断による

1回目の協議の場の目的

法律上は地域計画案を協議する場(ここでいう2回目、3回目)があれば1回目の開催は必ずしも必要というわけではありませんが、市町として地域計画作成の方針等を集落等の話し合いが始まるまでに正式に協議しておくことにより、2回目、3回目の協議が円滑に進むものと考えています。

【2回目の協議の場】

- 時期:令和5年12月～令和6年1月頃
- 協議事項:区域ごとの地域計画案
- 結果の公表:様式に取りまとめ公表する

※1回目の協議の場における協議事項のⅢ

- 「協議の場」の公表様式に沿って、市町の考え方を整理、記載します。
- 基本構想の内容と合致するように記載しましょう。
- 記載した内容は、地域計画に活用することができます。
- できる限り、各集落の話し合いで参考になるよう、幅広く網羅して記載しましょう。

【3回目の協議の場】

- 時期:令和6年12月～令和7年1月頃
- 協議事項:区域ごとの地域計画案
- 結果の公表:様式に取りまとめ公表する

〇〇市(町)の基本的な考え方(記載例)

当様式は、「協議の場」の公表様式とほぼ同じであり、「地域計画」の作成様式の前半部分とも重複するところが多いことから、その後の事務や集落の話に活用してもらうことができます。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題※

当市(町)は、農業者の平均年齢〇歳と高齢化が進み、更なる農業者の離農が懸念されることから、持続的に農地の利用を図りながら地域の活性化を進めるためには、担い手の確保・育成や集落営農組織の継続性の確保を図りつつ、地域全体で農地を守る仕組みづくりが課題である。このため、分散する担い手の農地を集約化するとともに、集落営農組織の次世代オペレーターへの育成や新規就農者の育成等を検討していく必要がある。また、〇〇地区は施設園芸の主産地となっているが、近年は空きハウスも散見されることから、施設を含めた経営継承についても検討する必要がある。

※は実質化された人・農地プランと同程度の項目です。以下同じ。

(2) 地域における農業の将来の在り方※

- ・農地の集積・集約化を進め、さらに農作業の効率化を図るため、スマート農業の導入を進める。
- ・集落営農組織については次世代人材の掘り起こしを進める。小さな集落営農組織については、広域の集落営農組織の設立についても推進する。
- ・後継者がいない施設園芸農家については、第三者継承を含めた経営継承を推進する。
- ・所得の最大化に向けた作付け体系への転換を進める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	〇〇 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	〇〇 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地およびその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。住宅地間にある狭小の農地や山際で耕作条件が著しく劣る農地などは保全管理を行う区域とすることも含めて、その活用を検討する。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

- (1) 農用地の集積、集約化の方針※
- 農地中間管理機構を活用して、担い手への農地集積を進めるとともに、担い手や地域等の話し合い結果をもとに農地の集約化を進める。また、新規就農者の就農計画の達成に向けた農地の貸借を進める。
- (2) 農地中間管理機構の活用方針※
- 地域全体の農地を農地中間管理機構に貸し付け、段階的に担い手への集積と集約化を進める。
- (3) 基盤整備事業への取組方針※
- 担い手のニーズを踏まえ、〇〇地区において、耕作条件改善事業や農地中間管理機構関連農地整備事業等を活用し、農用地の大区画化や高度利用等のための基盤整備を〇年度までに実施できるよう調整を進める。
- (4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針※
- 経営規模の小さな農家であっても、農業を継続したい農家については、できる限り農業を続けてもらう。担い手がない地域においては、関係機関・団体と連携し、新規就農者の受け入れを積極的に支援し、営農が継続できるよう栽培技術や農業経営の支援を行う。また、半農半Xを志向する者に対しても、農地や農村を守る人として、受け入れを支援する。
- (5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
- 地域の農業・農村を守るため、JA〇〇のサポート事業者と連携して農地を守る仕組みづくりを進め、遊休農地の発生防止を図る。

以下任意記載事項(地域の实情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減肥料・減農薬	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

- ①イノシシやシカの被害が拡大しないよう地域ぐるみによる防止柵の設置を進めるとともに、有害捕獲や個体数調整を進める。あわせて捕獲人材の確保・育成を進め²
- ②地域特産物の〇〇を対象に有機農業への転換を⁶ 進める。
- ③省力化や効率化が可能や自動操舵田植え機や防⁶ ムーン、栽培管理システムの導入を推進する。

8. 広域で耕作する担い手の意見交換の開催

【ねらい】

担い手に農地の集積が進む中で、集落をまたいで耕作する農家が増えてきました。しかし、集落で作成する人・農地プランには、担い手の想いが必ずしも反映されているとは言えない状況にあります。

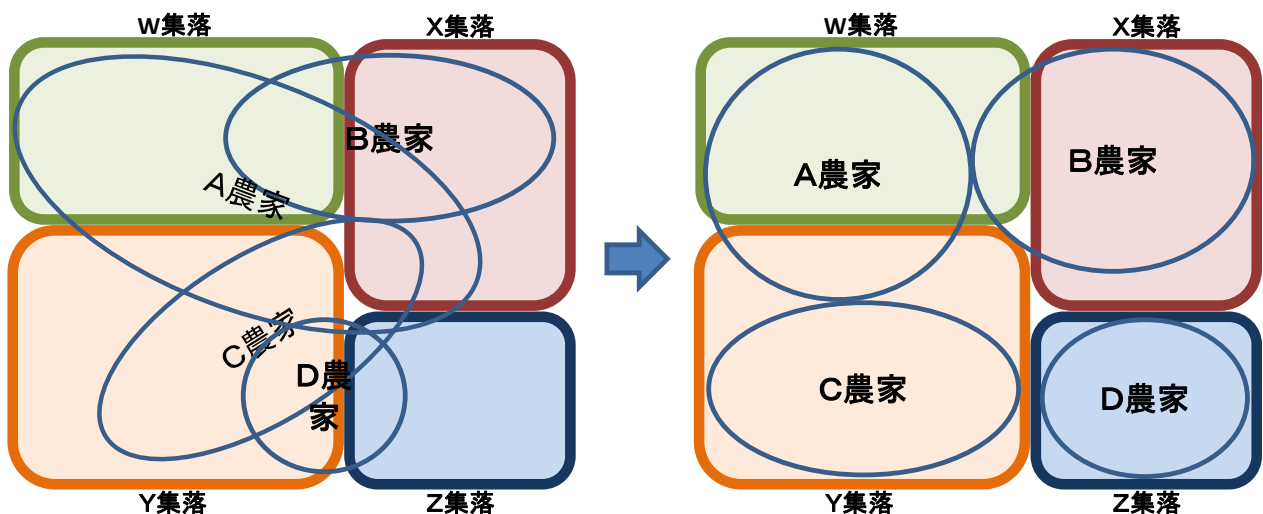
地域農業の維持継続には担い手の存在が不可欠であり、担い手の意向把握などを通じて、地域で担い手を育てていくことが重要です。今後、地域計画の作成を通じて、農地の集約化を目指すこととなりますが、そのためには、担い手がどのような意向を持っているのか把握し、話し合いを開催する集落に担い手の意向を正しく伝える必要があります。

そこで、担い手による意見交換会を開催し、担い手の意向の把握に努めます。

【開催方法(案)】

- 時期: 令和5年6～7月頃(田植え後からお盆までの間)
- 参集範囲: 広域で耕作する担い手が複数存在する地域の担い手
- 内容
・規模拡大を進めたいのか
・どの集落で規模を拡大したいか、規模を縮小したい集落があるか
・集落での営農における課題(ブロックローテーションが不十分など) 等
- 手法
 - ・色鉛筆を渡して、白地図に自分が耕している農地、作業受託を受けている農地を塗り分けてもらい、小作料がいくらかも書き入れてもらう
 - ・各自がどのエリアで規模拡大を図りたいかの意向を出し合って、おおまかなエリア分けができるよう目指す
 - ・話し合う単位は、学区や旧町村、水系等、参加者の状況によりグループ分けする
 - ・グループには、関係機関からファシリテーターを配置する
- 目指すところ: 集落ごとに集積したい担い手の氏名を地図等に張り付ける

※無理に1名に調整する必要はない。



結果をW～Z集落に伝達

9. 集落等の話合いの進め方

1 説明

- ① 農業組合長会議における説明
- ② 詳細な資料の送付
- ③ 説明要請のあった集落への個別説明

2 集落に依頼する事項

- ① 話合いの場の開催
- ② 農地ごとの所有者と耕作者の現状整理(現状地図の作成)
- ③ 農業者の意向把握(アンケートの実施等)
 - ※実質化プランを作成済みの場合は、その時実施したアンケートの活用も検討しましょう。
 - ※意向把握の対象を耕作者のみとするか、所有者も含めて把握するかは、集落等の状況に応じ判断してください。
 - ※情報が不足する場合は、農地利用最適化推進委員等により把握に努めてください。
 - ※地域外の担い手の状況は、機構から情報を提供することも可能です。
- ④ 意向把握の結果を現状地図へ落とし込む(10年後に離農されそうな農地の明確化)
 - ※実質化プランを作成済みの場合は、変更があった農地の修正を行う。
- ⑤ 目標地図(素案)の作成(10年後の耕作予定者の落とし込み)
- ⑥ 地域計画(素案)の取りまとめ
 - ※6ページの「基本的な考え方」を提示することにより、集落が主に作成するのは、「4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)」とすることができます。

【令和6年度までに集約化を目指した目標地図の作成が難しい場合は段階的な作成を！】

○集約化は非常に重要

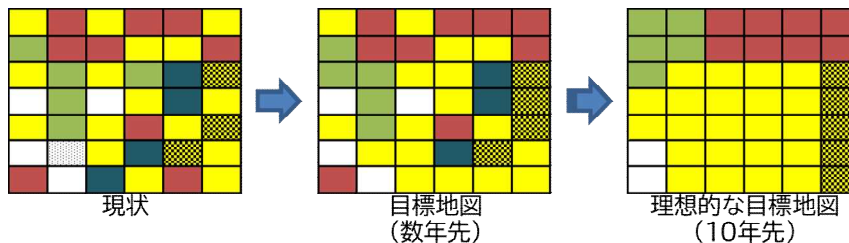
将来に渡って地域の農地が持続性をもって最大限利用されるよう、将来の農地を担う者を明確にし、その担い手が効率的な営農ができるよう農地の集約化を進めることが重要です。

○「地域計画(目標地図)」は令和6年度末までに作成する必要がある

しかし、農地の集約化の実現には時間を要するため、すべての集落等で集約化を目指した地図を作成することは、非常に困難であり、現実的な対応も必要です。

○10年先の目標地図作成が難しい集落等は、数年先を見通したものを目標地図とする

現時点では数年先の見込みを目標地図としつつ、地域の話合いを継続してより効率的な農地利用が図れるよう、随時見直し、少しずつ集約化を目指した地図へと近づけていきましょう。



3 その他

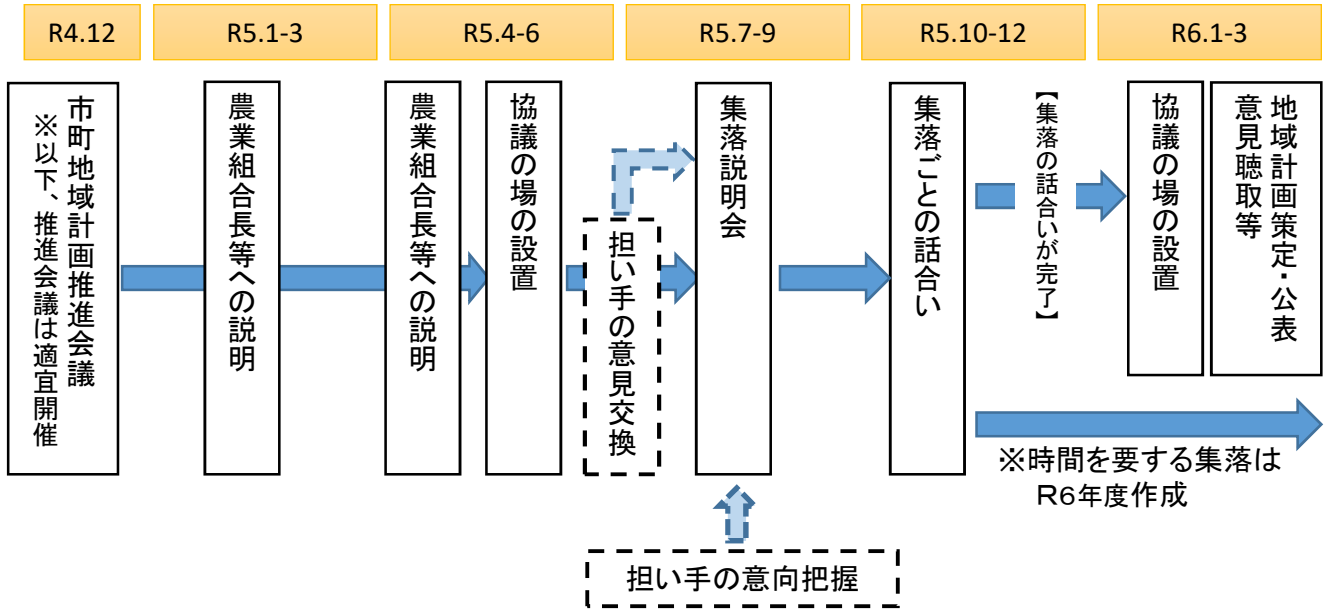
- 集落の話合いの場に参加要請があった場合は、市町や農業委員会のほか、推進会議のメンバーも出席できるよう調整してください。
- 集落で作成した地域計画(素案)は、最終市町で取りまとめる際に修正を加える場合がある旨伝えてください。(特に属人で作成されている場合など)

10. スケジュール案

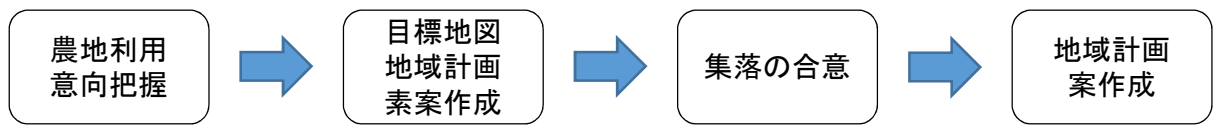
1 話し合いが可能な集落等(現在、人・農地プランがある集落を想定)



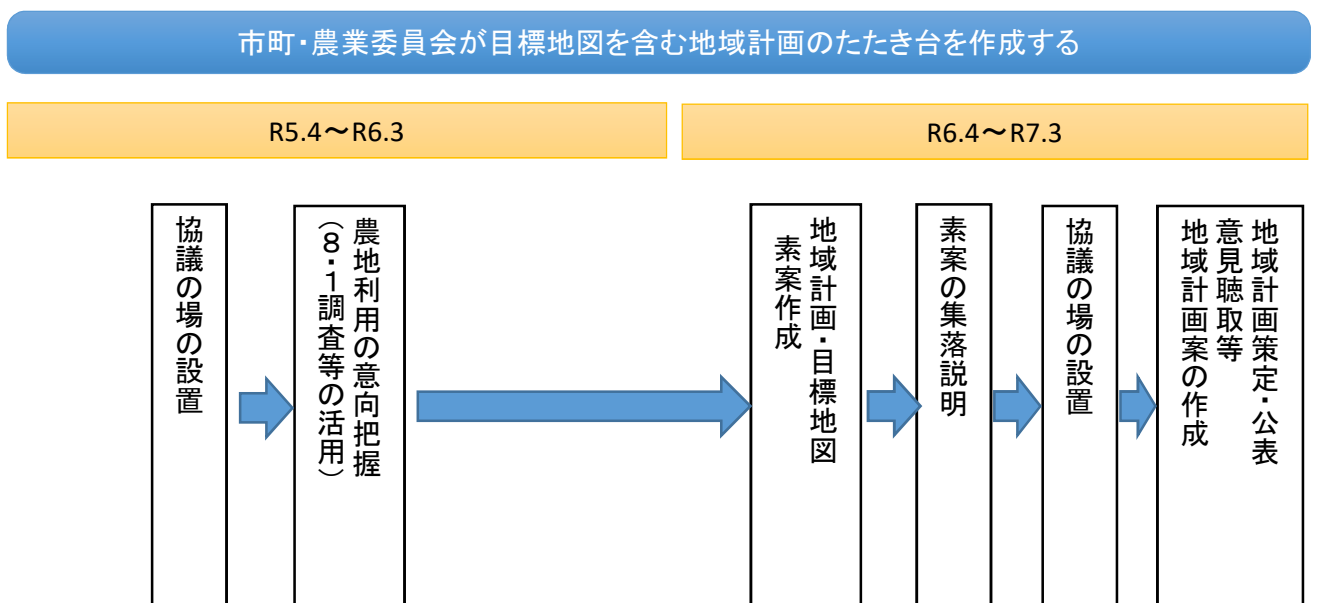
【スケジュール例】(令和5年度に重点的に推進)



2 話し合いの実施が困難な集落(現在、人・農地プランがない集落を想定)



【スケジュール例】(主に令和6年度に対応)



農業者の意向把握のためのアンケート用紙例

農業を営む者用

(例)

〇〇集落の農業の将来(人と農地)に関するアンケート調査

△△農業組合

〇〇市農業委員会

〇〇市役所

農業者の高齢化や減少等が進む中で、5年後、10年後の集落農業の維持が懸念される地域もあります。このような状況の中、平成24年頃から「人・農地プラン」の作成を推進し、集落ごとに将来の農業の姿について話し合っていたいただきましたが、令和5年度から制度を見直し、「地域計画」と名称を変更して、より詳細な集落農業の目指す姿を皆さんと一緒に考えていくこととなりました。

つきましては、農家の皆さんのご意見を把握いたしたく、以下のアンケートにご協力いただき、△△農業組合長までご提出ください。(該当欄に「✓」を記入して下さい。)

期日: 月 日()まで 提出先: 農業組合長

(記入者情報)

氏名 (法人名)		住所	
経営の種類	<input type="checkbox"/> 個人(家族)経営 <input type="checkbox"/> 法人経営 <input type="checkbox"/> 集落営農の構成員として経営に参画		
担い手の該当	<input type="checkbox"/> 認定農業者 <input type="checkbox"/> 認定新規就農者 <input type="checkbox"/> なし ※個人経営・法人経営のみ回答		
個人経営の場合の従事者	<input type="checkbox"/> 経営主本人 <input type="checkbox"/> 経営主の配偶者 <input type="checkbox"/> 子 <input type="checkbox"/> 子の配偶者 <input type="checkbox"/> 親 <input type="checkbox"/> その他()		
経営品目(該当するものすべて)	<input type="checkbox"/> 水稻 <input type="checkbox"/> 麦・大豆 <input type="checkbox"/> 露地野菜 <input type="checkbox"/> 施設野菜(ハウス) <input type="checkbox"/> 花き <input type="checkbox"/> 果樹 <input type="checkbox"/> その他()		
経営主の年齢	<input type="checkbox"/> 39歳以下 <input type="checkbox"/> 40代 <input type="checkbox"/> 50代 <input type="checkbox"/> 60～64歳 <input type="checkbox"/> 65～69歳 <input type="checkbox"/> 70～74歳 <input type="checkbox"/> 75～79歳 <input type="checkbox"/> 80歳以上 ※令和6年3月31日時点の年齢		

Q1-1 あなたには農業経営を継ぐ後継者はいますか。

いる(世帯員) いる(世帯外) いない 未定(検討中)

Q1-2 後継者がいる場合、後継者の氏名、間柄、年齢を教えてください。

・氏名 : (間柄 :)

・年齢 : 29歳以下 30代 40代 50代 60歳以上

Q2 経営(耕作)面積は今後10年間でどうされるつもりですか。

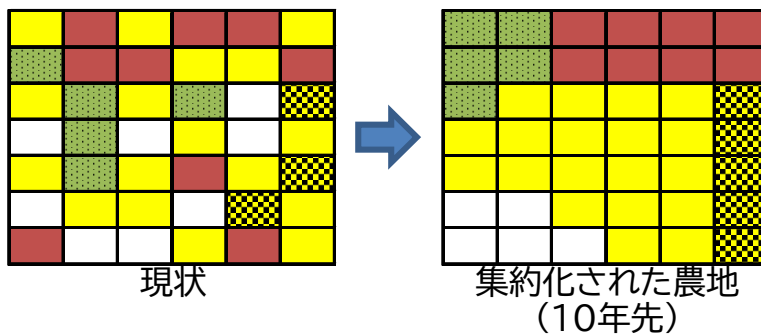
経営規模を拡大したい → Q3 へお進みください
 現状の規模を維持したい → Q6 へお進みください
 縮小したい → Q4 へお進みください
 農業をやめたい → Q5 へお進みください
 所有農地はほぼ集落営農に任せている → Q6 へお進みください

(裏面に続く)

Q6 皆さんに伺います。今後、担い手の農業経営の安定化を考えた場合、農地の耕作者を変更し、耕作者(担い手)ごとに農地を団地化(集約化)することが望ましいのですが、この取組にご協力いただけますか。

- 今後、農地の集約化を進めるべきで、自分も協力したい。
- 農地の集約化の必要性は分かるが、自分は今のままがいい。
- 農地の集約化の必要性はよくわからないが、集落で取り組むなら協力する。
- 集約化を進める必要性を感じない。

【集約化のイメージ】



Q7 その他確認項目

・当調査で得た情報を、JA、県、農地中間管理機構(滋賀県農林漁業担い手育成基金)、土地改良区に提供してもよろしいですか。

- 可能
- 不可
- 一部不可
(その項目: _____)

以上で終了です。ご協力ありがとうございました。

11. Q&A

【地域計画の作成について】

Q: なぜあらためて地域計画を作成しなくてはいけないのですか？

A: 農業者の減少が急速に進む中で、将来の農地利用について、もっと具体的に考える必要が出てきました。今までの「人・農地プラン」では将来の農地の利用予想までは求めておらず不十分ではないかということで、人・農地プランを法律に基づき「地域計画」と改称し、農地の集約化を含めた将来の農地の利用目標を考えていこうとなりました。

Q: 市街化区域は地域計画は作成できないのですか？

A: 地域計画は、市街化区域以外で作成しますが、農用地区域等と一体的に市街化区域の農地を活用している場合は、地域計画に市街化区域を含めることが可能です。

Q: 耕作放棄されている農地なども地域計画に含めなくてははいけませんか？

A: ケースバイケースですが、今後も農地として活用される見込みが著しく低い農地は、地域計画に含めないことも考えられます。なお、地域計画に含めない区域については、農山漁村活性化法に基づく「活性化計画」を策定して農用地の保全に取り組むことができます。

Q: 目標地図において、一筆の農地に将来の農業を担う者を複数名位置付けることは可能ですか？

A: 一筆の農地に将来の農業を担う者を複数名を位置付けておくことも可能です。その後、1名に確定させる場合は、地域計画を変更しましょう。

Q: 地域に担い手がないので、目標地図に農業を担う者を位置づけできない農地がある。

A: 今後、その農地をだれが担うのか、どのように活用するのか等を検討しているということで、「検討中」と記載してください。

Q: 地域計画で扱う農地面積はどの数値を扱うべきでしょうか。

A: 原則、農地台帳の面積を使用しましょう。

Q: 地域計画を令和6年度末までに作成できなかった場合はどうなりますか。

A: 策定できなかった場合の直接的なペナルティはありませんが、機構を活用した農地の貸借や、その地域の農業者等が関連補助事業を受けられなくなる可能性があります。なお、もし令和6年度末を過ぎてしまっても作成できるよう努めてください。

【地域計画の変更について】

Q: 地域計画の変更は、どのような手続きが必要ですか？

A: 軽微な変更を除き、地域計画の変更案について、関係機関への意見聴取や公告・縦覧を実施のうえ、変更してください。協議の場の設置は必要とはされていませんが、市町の基本構想が変更(概ね5年ごと)された後の地域計画の変更の際には、協議の場の設置が必要と考えられます。なお、地域計画を変更した場合は、県、農業委員会、農地中間管理機構に計画の写しを送付してください。

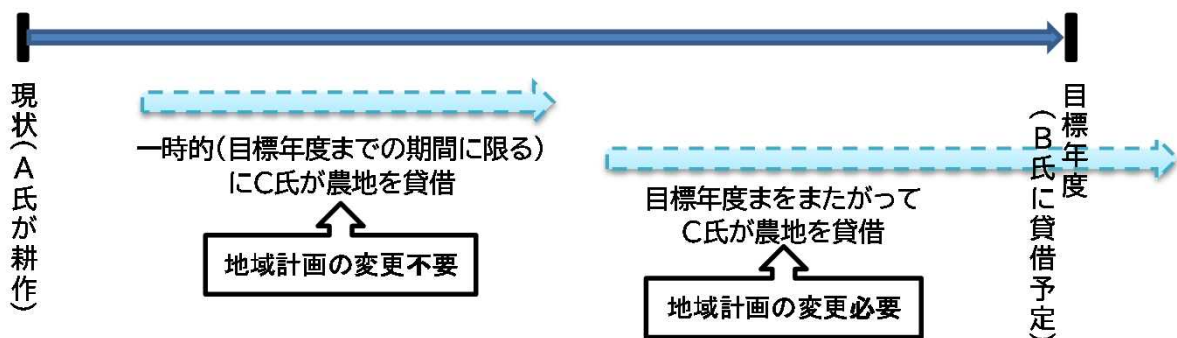
Q: 軽微な変更該当するのは、どのような場合ですか？

A: 国では例として以下のようなケースを挙げられています。

- 区域の名称の変更または地番の変更
- 集落営農組織の法人化等による組織形態の変更
- 農業を担う者の相続による変更
- その他、地域計画の内容の実質的な変更を伴わない変更

Q: 軽微な変更以外は、すべて変更の手続きが必要ですか？

A: 目標地図に位置付けられた受け手が10年後に農用地を利用するまでの間、別の受け手が一時的に当該農用地を利用する場合は変更にあたらなるとされています。



【農地の貸借の申し出と目標地図が異なる場合の対応】

Q: 地域計画(目標地図)では予定していない農地の貸借の申し出があった場合は、どのように対応すべきですか？

A: その申し出が適当であり、農地の貸借後に地域計画を変更することが確実であると市町が認めるものであれば、その農地の貸借は地域計画に即したものであると判断していただくことができます。

Q: 目標地図と異なる農地貸借の申し出があった場合に、促進計画の作成後に地域計画を変更することが確実であるとして認める場合の判断基準はありますか？

A: 市町が地域計画を変更する場合は、農業委員会、機構、JA、土地改良区の意見を聴かなければならないため、その際に反対意見が出ないように調整しておくことが必要と考えられます。このため、これらの関係機関・団体で構成する「(仮称)市町地域計画推進会議」で、あらかじめ目標地図と異なる農地貸借の申し出があった場合の判断基準を決めておくことで円滑に事務が進むと考えられます。

その際の判断基準としては、農地の集積・集約化や継続的な農地利用に問題がない等が考えられます。具体的には、以下の例のように地域計画(目標地図)の熟度(作成経過)によって変わってくるものと考えられます。

(参考例)

- 地域計画が集落の話し合いのもとに作成されている場合は、集落(農業組合等)の了承があれば認める。
- あらかじめ、地域内の農業を担う者の一覧に記載がある者ならば誰が受け手になってもよい合意を得ておき、それに該当する者なら認める。
- 集落の話合いが行われていない場合は、当該集落で耕作する担い手で最も近隣で耕作する者である場合に認める。
- 担い手の意向調査で、該当エリアで集積を希望する担い手が他におらず、農業組合長や農業委員さんの了承があれば認める。 など

Q: 農地の貸借後に地域計画を変更することが確実として認めた場合に、地域計画の変更はいつまでにする必要がありますか？

A: 当該年度末までに変更手続きをすることが基本と考えています。

【地域計画の作成までに機構を活用した農地の貸借の申し出があった場合の対応】

Q: 令和5年度当初(上半期)において、農地中間管理事業による農地の貸借の受付をしなくてはいいませんか。(市町の裁量で決めるのは難しい)

A: 地域計画策定に向けた話し合いが十分に進んでいないことから、令和5年度上半期のうちは農業経営基盤強化促進法による利用権を設定いただくのが現実的であると考えます。ただ、すでに機構から農地を借りている担い手が、機構を通じて地を一括で支払いたい、あるいは機構集積協力金の関係で機構を通じた手続きをしたいなどの場合には、機構を通じた手続きを進める方が良いケースが出てくるものと考えています。

そうした場合、例えば、次のようなときは受け付けることを地域計画推進会議で決定した上で、個別に対応するといったことが考えられます。

(参考例)

- 地域計画の作成に向けて集落の話合いを実施する意向を示した集落の農地の貸借について、農業組合長の了解を得ている場合
- 将来の農地利用図を含めた実質化された人・農地プランが作成され、その図に基づいた農地貸借の申請があった場合

Q: 地域計画を令和6年度末までに作成できなかった場合、令和7年度以降に機構を活用した農地の貸借の申し出についてはどうなりますか。

A: 令和7年度以降に地域計画が未策定の場合に機構を活用した農地の貸借については、どのように対応するかは現時点では未定です。

12. (参考)集落の分類とアプローチの考え方

【ねらい】

地域計画を効率的に作成していくためには、集落をグループ分けして、グループごとにどのように推進を図っていくのか、戦略的に考えていくことが一つの手法として考えられます。

そこで、現状分析の方法と集落へのアプローチの考え方の例をお示します。

【現状の整理】

全集落の情報を整理するため、2020年の農林業センサスの結果や人・農地プラン、農村まると保全向上対策等の取組状況を一覧にまとめます。

通し番号	市町名	農業集落名(センサス)	農業地域	2020センサス										集落営農組織					担い手育成				集落の農村(農業)保全活動・状況				集落の農業生産基盤				備考 (最優先課題など)																
				総世帯数	農業経営体数	経営耕地面積計(単位:ha)	認定農業者数	数30ha以上の経営体	0ha以上の経営体	30ha以上の経営体	集落営農法人	任意の集落営農組織	水稲協業	生産者職名(法人、特定農業団体等、集落営農組織等の名称)	人・農地プラン	担い手の推進方向	農地の集約化	農村まると保全向上対策	い農地維持支払	い資源向上支払	地域資源保全	管理構想	獣害の発生	遊休農地の状況	中山間	変換	集落戦略	区画規模	主要水源	担い手への集積条件がある		ほ場に保つ問題	関係土地改良区 <small>(関係土地改良区名を記入、関係地域の改良区がある場合は全て記入。略称可)</small>														
1																																															
2																																															
3																																															
4																																															
5																																															

【集落の分類とアプローチの案】

整理した集落の情報をもとに、集落をいくつかのグループに分類します。そのグループごとにアプローチの案を考えます。

集落の分類と地域計画作成や具体的な取組のアプローチの考え方(例)

	実質化プランがある	みなしプラン、同種取決がある または 農村まると・中山間対策に取り組んでいる	プランなし および 農村まると・中山間対策に取り組なし
集落営農法人・経営面積27ha以上の個別経営体(入り作含む)がいる	A	D	G
集落営農組織(任意)・65歳未満の認定農業者(水稲)がいる	B	E	H
担い手がない	C	F	I

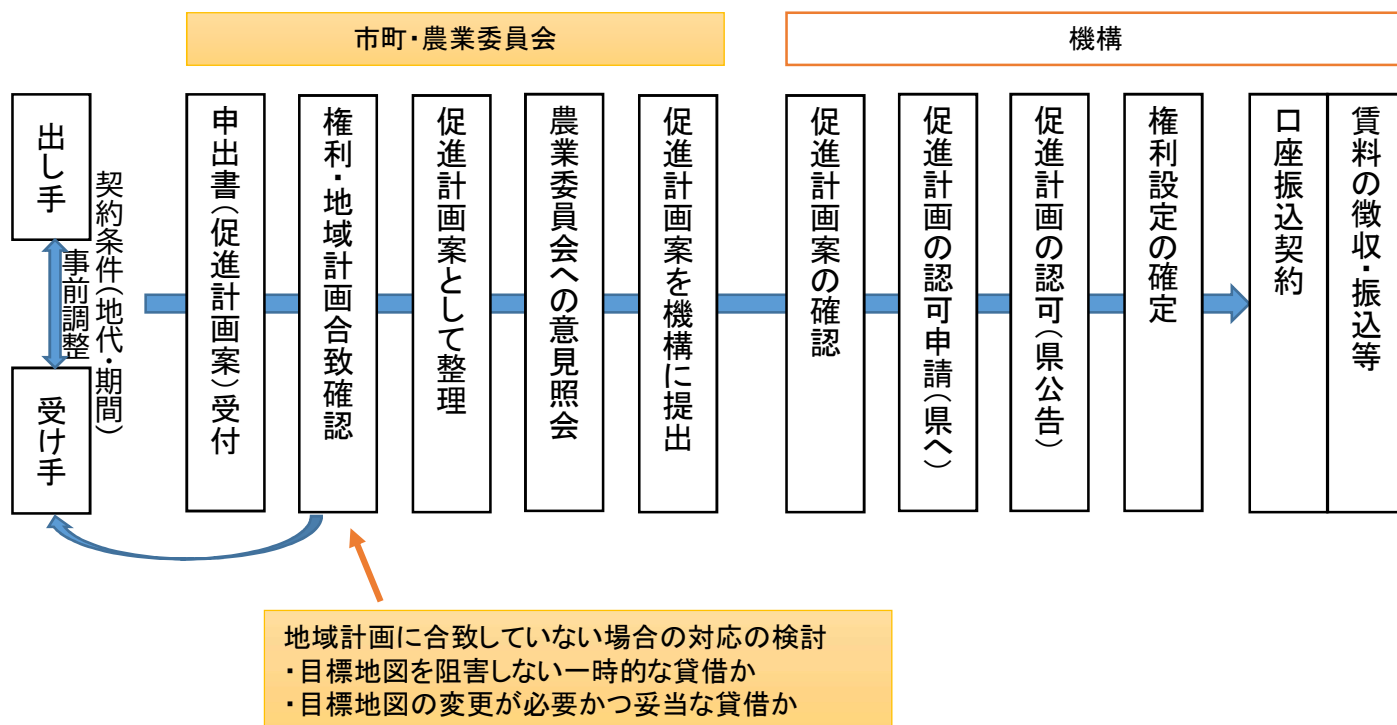
【地域計画作成のアプローチの例】

- A、B ⇒ 実質化プランを基に、令和5年度の地域計画作成を目指す
- D、E ⇒ 耕作者、地権者等の意向把握の意向把握を行ってもらい、地域計画の作成を目指す
- C、F ⇒ 誰が農地を担うのか、どのような農業生産体制を目指すのかを話し合ってもらい、地域計画の作成を目指す
- G、H、I ⇒ 市町・農業委員会が中心となり、地域計画の作成を目指す

【具体的な取組のアプローチの例】

- A、D: 農地の集約化を中心に取組を推進
- B、E: 集落営農の継続・発展支援、認定農業者への農地集積などを推進
- C、F: 地域外担い手へまとめて委託、(広域)集落営農組織の設立、新規就農者や半農半Xの受け入れ、地域活性化の取組などを推進

12. (参考) 機構を通じた農地の貸借に係る事務手続き



【地域計画が作成されるまでの貸借】

- ・ 令和6年度末までに地域計画が作成される見込みの区域の農地を対象として、機構を通じた農地の貸借にかかる事務を進めることとします。
- ・ 市町・農業委員会においては、今後の目標地図や地域計画の作成に支障がないかの確認をお願いします。
- ・ 集約化を進める一帯に、想定とは異なる申し出があった場合などには、集約化への協力をお願いします、再考を求めてください。(強制力はありません)
- ・ 上記の手続きに加え、機構は利害関係人の意見聴取(縦覧)を行います。

【留意事項】

- ・ 申出書は各筆明細と同じとし、そのまま促進計画案として活用できるような様式とします。
- ・ 正式に申出書を提出してもらう前に、必要に応じ、事前に市町に相談してもらう対応も検討してください(事前相談書の提出等)。

12. (参考)地域計画を作成した場合の支援

①農地の集積・集約化等への支援

地域計画の実現に向け取り組んでいる地区を対象とする支援措置

- ・機構集積協力金: 農地中間管理機構を活用して担い手への農地の集積や集約化に取り組む地域に交付
- ・農地耕作条件改善事業: 担い手への農地集積等に向けて、ほ場条件の改善やスマート農業の導入等に対する支援



②担い手への機械・施設の導入支援

地域計画の将来の農地利用を担う経営体を対象とする支援措置

- ・農地利用効率化等支援交付金: 機械や施設等の導入支援
- ・集落営農活性化プロジェクト促進事業: ビジョン作成および人材の確保や収益力向上の取組への支援



【注意】

令和5年度農林水産予算概算決定の概要資料(農林水産省作成)に記載されている内容を基に記載したものであり、今後、事業の詳細が明らかになる中で、地域計画が要件となったり、採択時にポイント加算される事業があるものと考えられます。

【参考】

令和4年度に実質化された人・農地プランと連携して実施された主な補助事業等

※上記以外

- 強い農業づくり総合支援交付金のうち産地基幹施設等支援タイプ
- 新規就農者育成総合対策のうち経営開始資金、経営発展支援事業
- 農業次世代人材投資事業(経営開始型)
- 農山漁村振興交付金のうち農山漁村発イノベーション対策 (農山漁村発イノベーション推進支援事業・整備事業)
- 持続的生産強化対策事業のうち戦略作物生産拡大支援事業のうち作付体系転換支援事業
- 鳥獣被害防止総合対策交付金
- スーパーL資金金利負担軽減措置
- 農業近代化資金金利負担軽減措置